○国土交通省令第十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十五条第二項の規定に基づき、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

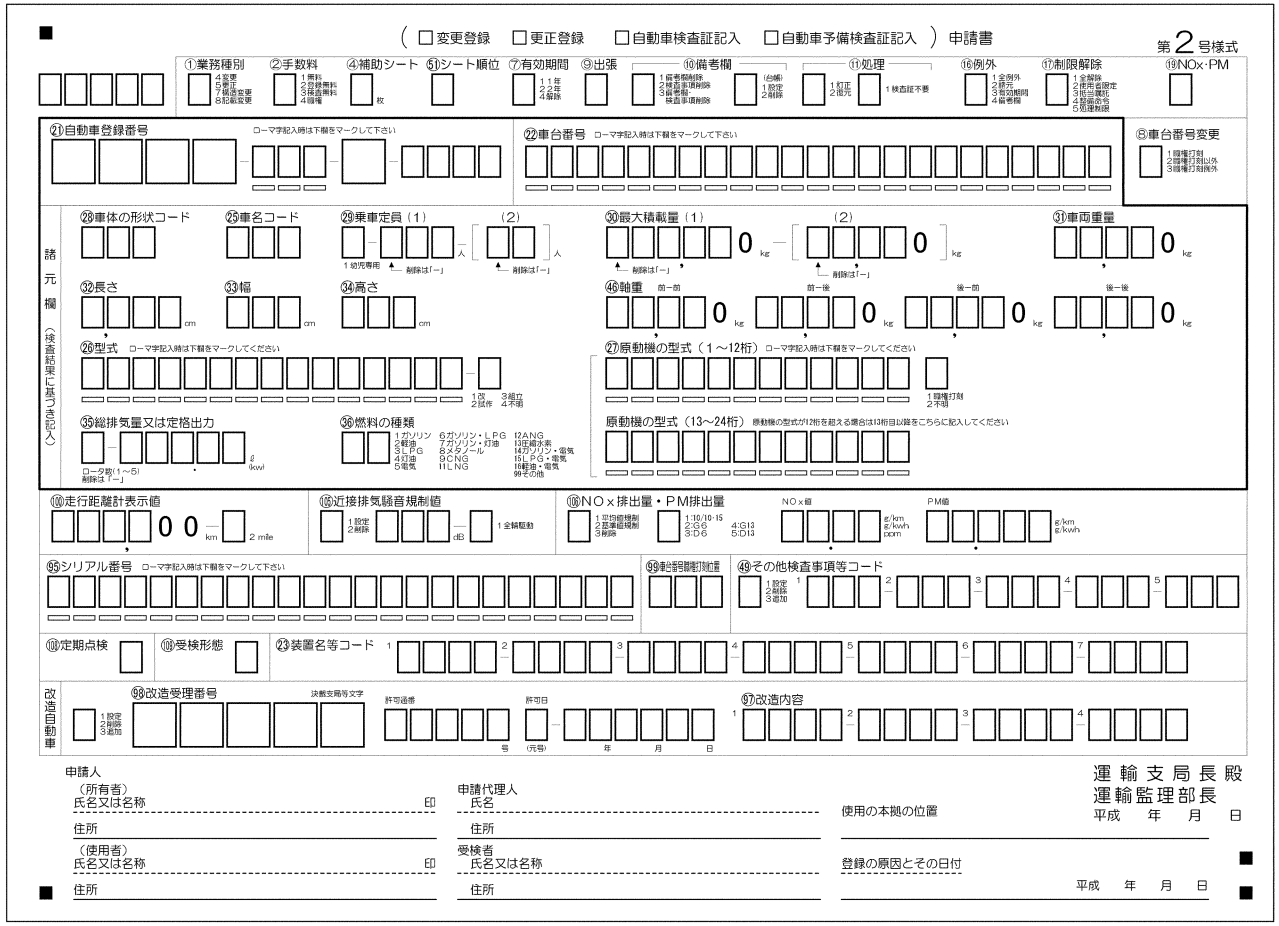
国土交通大臣　石井　啓一

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式　〔変更 / 自動車検査証　更正 / 自動車予備検査証　登録申請書 / 記入申請書〕（第二条関係）



備考　所有者（予備検査申請又は自動車予備検査証記入申請を行う場合に限る。）及び使用者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。